

第 I 章

プランの基本的な考え方

- ▶ 1 計画策定の趣旨と位置付け
- ▶ 2 基本理念



1 計画策定の趣旨と位置付け

(1) 計画策定の趣旨

本市の保健医療に関する計画は、平成14年まで、医療法に基づいて策定される「神奈川県保健医療計画」の地区計画として策定されてきましたが、本市の保健医療施策に関する総合的な計画が独自に策定されることはありませんでした。

その間、本市では、県の計画にとどまらず、市域での医療需要の増加などの課題に対応するため、方面別の地域中核病院の整備や救急医療提供体制の構築など、関係団体や関係機関等の協力を得ながら、独自に地域医療の基盤整備を進めてきました。

平成18年の医療計画制度の見直しや医療法の改正、地域医療に関する新たな課題などを踏まえ、市域における課題に対しては、可能な限り本市が主体となって解決に向けた取組を行うこととし、本市独自の行政計画として、保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系付けた中期的な指針となる「よこはま保健医療プラン」を、平成20年に策定しました。

その後、平成24年3月の医療法施行規則や医療提供体制の確保に関する基本方針の改正により、新たに精神疾患や在宅医療に関する医療連携体制を医療計画に記載することとされました。後継計画である「よこはま保健医療プラン2013」は、こうした動きや、いわゆる2025年問題に象徴されるような急速な高齢化の進展など、保健医療を取り巻く環境の変化を捉え、本市の実情に即した質の高い効率的な保健医療体制の整備を目指し策定されました。

このたび、「よこはま保健医療プラン2013」の計画期間満了を受け、平成30(2018)年度を初年度とする、「よこはま保健医療プラン2018」を策定しました。

(2) 計画の位置付け

この計画は、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4に基づく「医療計画」に準じ、保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系付けた中期的な指針として策定したものです。医療計画は都道府県が策定するものですが、本市の実情に適した保健医療的な課題の解決を進めるために、自主自立の取組として、独自に策定しています。

策定に当たっては、国が示している「医療計画作成指針」等を踏まえ、「神奈川県保健医療計画」とも整合性を図りながら策定しました。

また、本市の総合計画である「横浜市中期4か年計画」のほか、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康横浜21」、「横浜市障害者プラン」、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市教育振興基本計画」等、保健医療に関する他の分野別計画とも整合性を図り、一体的に推進していきます。

なお、主要な疾病(5疾病)のうち、がんに関する部分については、本市の「がん対策推進計画」として位置付けます。

(3) 計画の期間

平成30(2018)年度を初年度とし、平成35(2023)年度までの6年間を計画期間とします。

なお、この計画を推進する上での情勢の変化等を考慮し、3年目の平成32年度に中間振り返りを行い、必要に応じて計画を見直します。

(4) 計画への市民意見の反映

本計画の策定に当たり、「横浜市保健医療協議会」及びその専門部会である「よこはま保健医療プラン策定検討部会」に市民委員の参加をいただきました。

平成28年度に実施した「横浜市民の医療に関する意識調査」(市民3,000人の無作為抽出)の結果や平成29年10月から11月にかけて実施した素案に対するパブリックコメントなどを通じて、市民の意見を計画に反映させました。

(5) プランの推進に当たって ～市民・サービス提供者・行政の役割分担と協力関係の構築～

本プランは、保健・医療を中心とした総合的かつ中期的な施策の指針となる計画ですが、その着実な推進を確保するためには、市民、保健・医療・介護サービス提供者及び行政が、それぞれの役割について理解し、互いに協力していくことが重要です。

○ 市民の役割

- 保健や医療に関する情報を積極的に収集して、適切に実践するなど、健康づくりや疾病予防に対して積極的に取り組み、自らの健康管理に努めます。
- 医療を有限な社会資源として認識し、病気の状態に合わせた適切な受診に努めるなど、医療提供体制等について理解を進めます。

○ 保健・医療・介護サービス提供者の役割

- 市民の健康・安全を守るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のリハビリテーション専門職及び介護職など、それぞれの職能に課せられた社会的責任を最大限に果たします。
- 社会資源としての医療の公共性を理解し、計画の推進に積極的に関与・協力します。

○ 行政(本市)の役割

- 超高齢社会が進展していく中で、国や県の動向を踏まえながら、持続可能な社会保障制度としての医療提供体制を維持するための調整を行うとともに、総合的な保健医療施策を展開します。
- 市民に対して、保健医療に関する情報発信や啓発・広報活動等を行い、地域医療を支える意識の醸成を図ります。
- 市民及び事業者等が活動しやすい環境の整備を図り、公平・公正な立場からコーディネート役としての機能を果たします。

【医療法 第6条の2の3】

「国民は、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の重要性についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けるよう努めなければならない」

平成26年度の医療法改正にて新たに明記されました。医療法において、「国民」を主語にする条項は初めてとなり、国民も含む社会全てが一丸となって取り組むことを謳ったものです。

医療計画制度等に関する主な経緯

年	事項	摘要
昭和23年	医療法制定	病院の施設基準を創設
36年	国民皆保険の成立	
48年	老人医療費の無料化	70歳以上の高齢者を対象
60年	医療法第一次改正	● 医療計画制度の導入、必要病床数の設定
62年	神奈川県医療計画策定	横浜北部・西部・南部の3医療圏設定
平成4年	医療法第二次改正	● 特定機能病院、療養型病床群の制度化
	第2次神奈川県保健医療計画策定	保健計画と医療計画を統合
5年	横浜地区地域保健医療計画策定	神奈川県保健医療計画の地区計画
9年	医療法第三次改正	● 総合病院の廃止、地域医療支援病院制度
	第3次神奈川県保健医療計画策定	
10年	横浜地区地域保健医療計画改定	
12年	医療法第四次改正	● 療養病床、一般病床の創設 ● 必要病床数を基準病床数に名称変更
14年	第4次神奈川県保健医療計画策定	
	横浜地区地域保健医療計画改定	
18年	医療法第五次改正	● 医療計画に4疾病5事業ごとの具体的な医療連携体制を記載 ● 医師不足対策として都道府県「医療対策協議会」を制度化 ● 患者等に対する「医療機能情報提供制度」の創設 ● 社会医療法人の創設
20年	第5次神奈川県保健医療計画策定	
	よこはま保健医療プラン策定	横浜地区地域保健医療計画改定を兼ねる。
24年	社会保障・税一体改革大綱決定	
	医療法施行規則等改正	● 4疾病5事業に加えて、精神疾患及び在宅医療に関する医療連携体制を医療計画に記載
25年	第6次神奈川県保健医療計画策定	
	よこはま保健医療プラン2013策定	
26年	医療法第六次改正	● 地域医療構想の策定、病床機能報告制度の創設 ● 地域医療介護総合確保基金の創設 ● 地域医療構想調整会議の設置
27年	医療法第七次改正	● 地域医療連携推進法人制度の創設

※ 網掛け部分は、国における動向

2 基本理念

医療需要が増える一方、医療資源には限りがあることを、市民・関係機関・行政の間で共通認識として捉えた上で、市民一人ひとりが生涯にわたり心身ともに『健康』で『あんしん』して住み慣れた地域で暮らせる社会の実現を目指します。

そのために、効率的・効果的で質の高い医療提供体制を整え、保健・医療・介護等の切れ目のない連携に基づく「地域包括ケアシステム」を構築するとともに、子どもから高齢者まで市民の誰もが将来にわたり横浜で暮らし続けることへのあんしんを支える医療・保健の仕組みづくりを進めます。

2025年問題と地域医療構想の策定

～ 将来も横浜であんしんして暮らし続けるために ～

- 日本では急速に少子高齢化が進んでおり、1947年から1949年生まれの「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年には、全国で3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になると推計されています。
- 高齢化が進むことで、慢性疾患や複数の疾病を抱える患者が増えるとともに、介護を必要とする人も増えるため、医療や介護サービスの提供体制に影響が生じるのではないかとというのが、いわゆる「2025年問題」です。
- 平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による医療法改正を受けて、2025年のあるべき医療提供体制の構築に向けた長期的な取組の方向性を示す「神奈川県地域医療構想」が平成28年10月に策定されました。
- 策定に当たっては、本市も医療関係団体と協働して積極的に関与してきたところであり、
 - 将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築
 - 地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実
 - 将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成
 の3つを、将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を目指すための基本的な方向性としてまとめました。
- このたび策定した「よこはま保健医療プラン2018」は、これまで着実に進めてきた5疾病4事業や保健医療施策の取組に加え、将来の医療需要に応えられる、効率的で効果的な医療提供体制の構築に向けた施策等について、再編・強化を図っています(第Ⅲ章 横浜市の保健医療の目指す姿『2025年に向けた医療提供体制の構築』)。
- 5疾病4事業や保健医療施策の取組についても、この5年間の実績を踏まえつつ、また制度や社会環境の変化を的確に捉えながら、策定を進めました。平成26年10月に横浜市会にて全会一致で可決された「横浜市がん撲滅対策推進条例」に基づく、総合的ながん対策の推進について充実を図ったことをはじめ、市民の安心・安全を守るため各種施策についてしっかりと推進してまいります。
- また、プランをより実効性のあるものとするため、客観的なデータに基づく本市の現状把握や施策の検討・評価が重要です。「横浜市官民データ活用推進基本条例」(平成29年3月制定)の趣旨等を踏まえ、これまで以上に、客観的なデータに基づき各種施策を推進してまいります。
- 2025年問題は、高齢者への医療提供に限らず、広く本市の医療提供体制全体に係る問題です。人材をはじめ限りある医療資源のなかで、子どもから高齢者まで、誰もが安心して必要なときに必要な医療を受けられるよう、このプランを通じて実現してまいります。

